

作成日 令和 6年12月16日

令和 7 年度 施行

生活支援コーディネーター業務委託(通いの場)

(高齢者支援課 介護予防係)

公示用

生活支援コーディネーター業務委託(通いの場)

項目	業務内容	単価	数量	単位	金額	備考
人件費			157	日		年間稼働時間1213.25時間/7.75
社会保険料等				円		
※生活支援コーディネーター業務	①高齢者の社会参加に係る相談対応					
	・通いの場の人材育成					
	・高齢者活動団体の運営支援					
	・活動団体とニーズのマッチング					
	・ネットワークの構築					
	②協議体の準備・報告					
	③高齢者団体の活動状況の把握					
	④研修会への参加、実績報告					
事業費						人件費×10%
小計						
諸経費						小計の20%以内
消費税 10%						非課税事業のため
合計						

生活支援コーディネーター委託業務（通いの場） 仕様書

1 業務の目的

芽室町生活支援体制整備事業実施要綱に基づき、ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯、認知症の高齢者が増加するなか、医療、介護サービスの提供だけでなく、住民をはじめボランティア、民間企業、地縁組織等多様な主体が、「高齢者の社会参加（介護予防）」を推進することを目的とする。

2 業務時間

原則として、週5日以上業務に従事するものとする。

3 業務内容

町と協議のもと、受託者の専門的な知識とネットワークを駆使し、次の業務を行う。

（1）通いの場の資源開発

サービスの担い手となる人材の養成、高齢者が担い手として活躍する場の確保、サービス資源の創出等

（2）ネットワークの構築

関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくり等

（3）ニーズと取組のマッチング

地域のニーズとサービス提供主体とのマッチング等

（4）既存高齢者支援活動団体の運営支援

高齢者支援活動団体の状況把握・運営支援、高齢者支援活動団体の活動状況等の報告

（5）協議体の支援と業務に関連する研修会への参加、報告事務

なお、上記（1）～（3）については、窓口等を設置し相談対応を行うこと。

4 その他の留意事項

（1）受託者は、本事業に従事する職員に対して、指導、助言体制を整備し、必要な教育などを行うなどして、円滑に業務が行えるよう十分な体制をとること。

（2）実施の詳細については、予め委託者と協議するとともに、業務遂行にあたって疑義が生じたときは、必ず委託者の指示を受け実施すること。

（3）消費税法施行令第14条の3第5号の規定に基づき、消費税非課税事業とすること。

5 この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者が協議して定める。